

令和2年12月16日
住宅局住宅政策課

令和元年空き家所有者実態調査 集計結果

国土交通省住宅局が実施した令和元年空き家所有者実態調査集計結果をとりまとめたのでお知らせします。

本調査により、例えば空き家の半数以上に腐朽・破損があり、特に別荘や貸家・売却用等以外の「その他」の空き家では6割を超えることなどがわかりました。

本集計結果の詳細については、国土交通省のホームページ (https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000163.html) より入手可能です。

(1) 調査の目的

本調査は、全国の空き家について利用状況、管理実態などを把握し、空き家に関する基礎資料を得ることを目的としている。

(2) 調査の対象

本調査は、平成30年住宅・土地統計調査（平成30年10月1日現在）の調査区から無作為に抽出した調査区内において、「居住世帯のない住宅（空き家）を所有している」と回答した世帯を調査対象とした。

(3) 調査の方法・時期

(2) で抽出した世帯について、住宅地図との照合により、当該世帯の連絡先等を把握し、令和元年11月～令和2年1月にかけて、郵送により調査票を配布して、調査票の回収及びオンライン回答の受付を実施した。

○調査対象数：12,151

○有効回答数：5,791

(回答率：47.7%)

(4) 調査の沿革

本調査は、昭和55年よりほぼ5年ごとに、「空家実態調査」として継続的に実施してきたものであるが、平成30年住宅・土地統計調査（総務省）において世帯が回答する調査票に新たに「居住世帯のない住宅（空き家）」についての調査項目が追加されたことから、本調査についても調査対象・方法を見直し、名称を「空き家所有者実態調査」と改め実施した。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅政策課 今野・森（内線39-244、39-235）

電話 03-5253-8111（代表）03-5253-8504（直通）

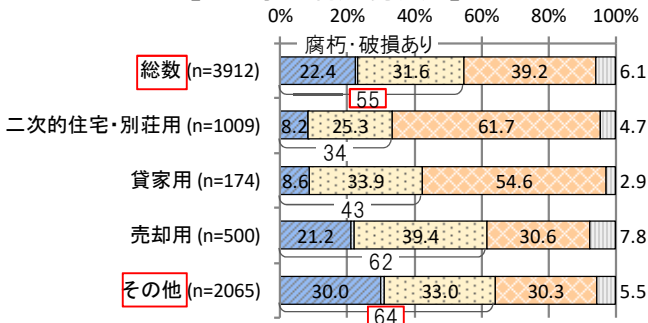
F A X 03-5253-1627

- (1) 空き家の5割超は腐朽・破損がある。別荘や貸家・売却用等以外の「その他」の空き家では、腐朽・破損がある割合が6割を超える。
- (2) 空き家の約4割は、最寄りの鉄道駅から2,000m以上離れているが、貸家用の空き家の約半数は、鉄道駅から1,000m未満に立地。
- (3) 所有世帯の約7割は、空き家まで1時間以内の場所に居住。貸家用やその他の空き家を所有している世帯は、比較的近くに居住している割合が大きく、1時間以内が8割を超える。
- (4) 空き家の管理頻度は、「月に1回～数回」の割合が最も大きく約4割。二次的住宅・別荘用の空き家の利用頻度についても「月に1回～数回」の割合が最も大きく約4割。

※本調査は、平成30年住宅・土地統計調査における「世帯が所有する空き家」を対象に実施。複数所有の場合は、代表的な1住宅について回答・集計。

(1) 腐朽・破損の状態

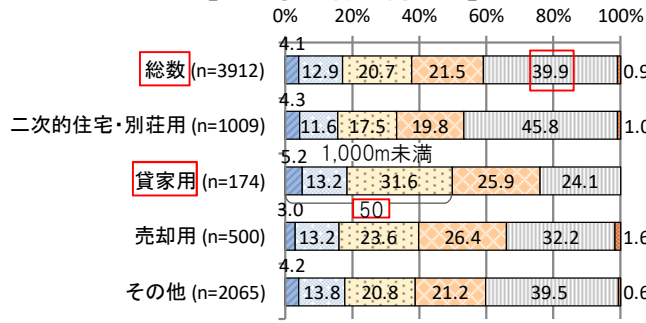
【空き家の利用現況別】



- 屋根の変形や柱の傾きなどが生じている
- 住宅の外回りまたは室内に全体的に腐朽・破損がある
- 住宅の外回りまたは室内に部分的に腐朽・破損がある
- 腐朽・破損なし
- 不詳

(2) 最寄りの鉄道駅からの距離

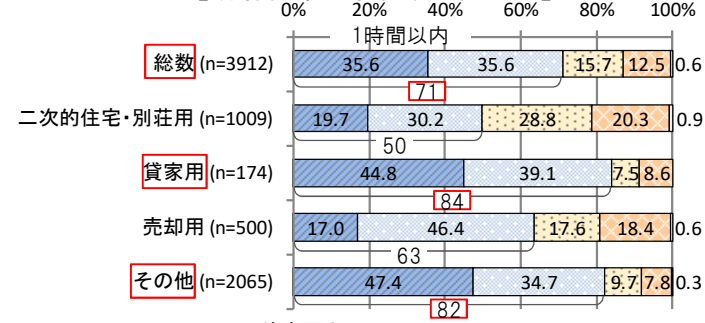
【空き家の利用現況別】



- 200m未満
- 200～500m未満
- 500～1000m未満
- 1000～2000m未満
- 2000m以上
- 不詳

(3) 所有世帯の居住地からの所要時間

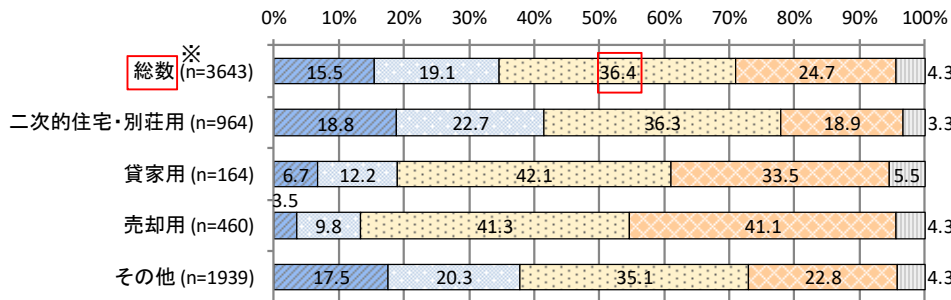
【所有世帯が居住する住宅別】



- 徒歩圏内
- 車・電車などで1時間以内
- 車・電車などで1時間超～3時間以内
- 車・電車などで3時間超
- 不詳

(4) 管理頻度・利用頻度

【管理の頻度(利用現況別)】

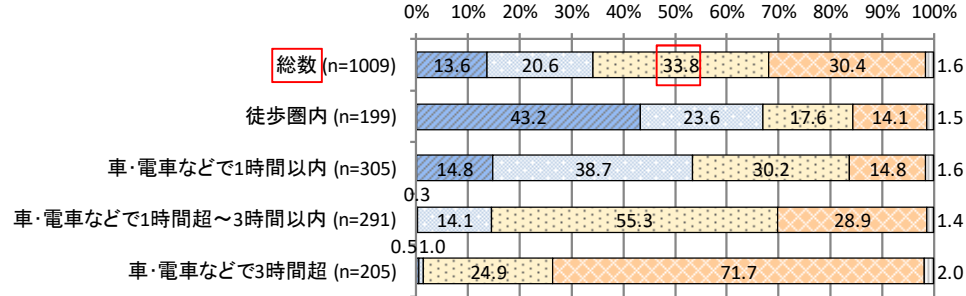


- ほぼ毎日
- 週に1～数回
- 月に1～数回
- 年に1～数回
- 不詳

※「誰も管理していない」を除く

【二次的住宅・別荘用の空き家の利用頻度】

(所有世帯の居住地からの所要時間別)

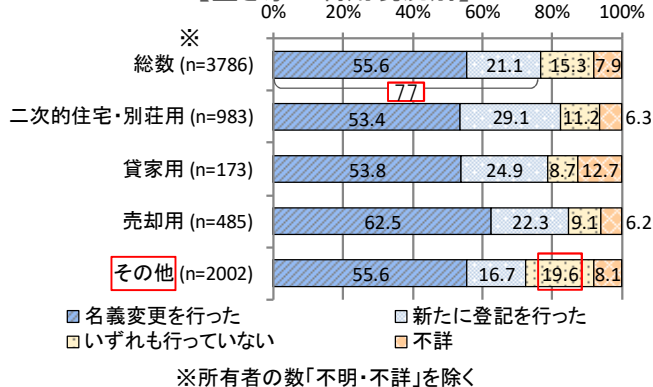


- ほぼ毎日
- 週に1～数回
- 月に1～数回
- 年に1～数回
- 不詳

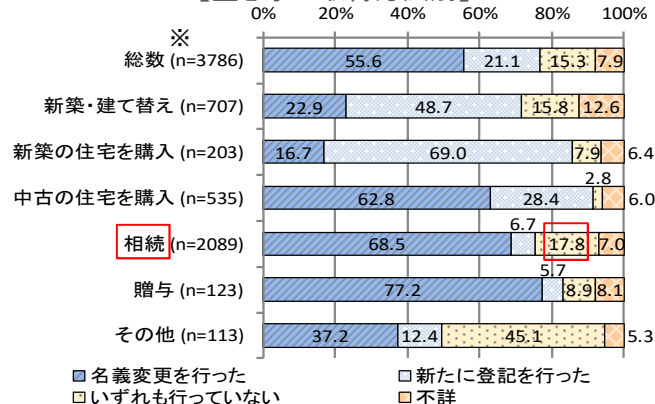
- 空き家を取得した際に、登記の名義変更や新たに登記を行った割合は約8割。
利用現況がその他の空き家や、相続により取得した空き家は、「いずれも行っていない」割合が約2割見られる。
- 今後5年程度の利用意向は、「空き家にしておく」が約3割、「賃貸・売却」や「セカンドハウスなどとして利用」がそれぞれ約2割。
- 賃貸・売却の場合の課題は、「買い手・借り手の少なさ」「住宅の傷み」「設備や建具の古さ」の順になっている。
- 寄付・贈与の意向があるもののうち、一定の費用負担を伴っても寄付・贈与をしたい人の割合は、約4割であった。
- 空き家にしておく理由は、「物置として必要」「解体費用をかけたくない」「さら地にしても使い道がない」の順になっている。

(1) 登記または名義変更

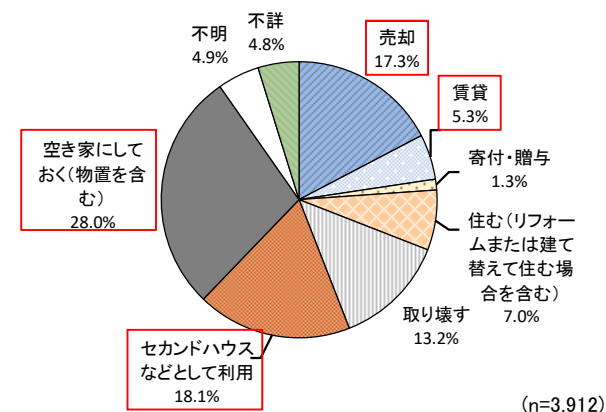
【空き家の利用現況別】



【空き家の取得方法別】

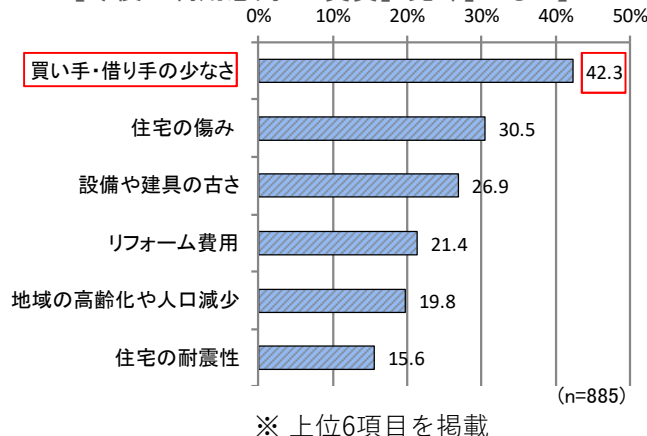


(2) 今後の利用意向



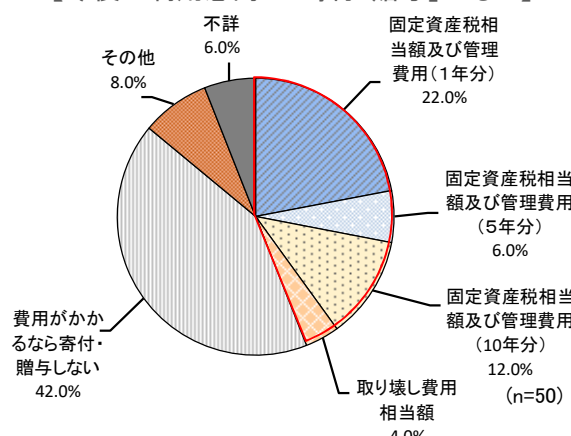
(3) 賃貸・売却する上での課題

【今後の利用意向が「賃貸」「売却」のもの】



(4) 寄付・贈与のために支払ってもよい費用

【今後の利用意向が「寄付・贈与」のもの】



(5) 空き家にしておく理由

【今後の利用意向が「空き家にしておく(物置を含む)」のもの】

